

# 一般社団法人 静岡法人会

## 第14回 定時総会 参考書類

日 時 令和8年6月2日（火） 午後2時00分 開会

会 場 ホテルアソシア静岡（葵区黒金町56番地）

議 題

[決議事項]

- (1) 令和7年度計算書類承認の件  
監査報告

[報告事項]

- (1) 令和7年度事業報告
  - (2) 令和8年度事業計画の報告
  - (3) 令和8年度収支予算の報告
- 令和9年度税制改正要望の報告

# 令和7年度 事業報告

(自令和7年4月1日 至令和8年3月31日)

令和7年度の事業活動の基本方針に沿って、公益性、透明性を高めながら、法令・定款・諸規程を遵守し、委員会、支部及び部会が連携して各種事業を的確に実施し、経済活動の正常化が進む中で、おおむね順調に事業が行えました。

## I 令和7年度の事業の概要（重点事項）

- 1 「税知識の普及」「納税意識の高揚」「税制・税務に関する提言」事業の推進  
適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与する目的の実現に向けて、児童に対する租税教育活動、税務研修会、広報活動、税制改正に関する提言活動を実施しました。
- 2 会員及び地域発展のための事業の推進  
当会を維持し運営を支える会員が、会員であることのメリットを享受できるように、会員のための福利厚生事業、会員支援のための各種講演会・セミナー、視察研修会及び親睦・交流会並びに全国各地の法人会との連携強化を図る事業を実施しました。  
あわせて、各種講演会・セミナーは積極的に地域・一般市民に公開し、地域の経済発展に貢献するよう努力しました。
- 3 組織基盤の強化  
当会の目的を達成するための基礎となる組織基盤強化のため、組織委員会、支部理事会で決定した活動方針に基づいて支部役員が中心となり、協力金融機関及び福利厚生制度取扱会社の協力を得て、会員増強活動に取り組みました。

## II 主な事業活動

### 《公益目的事業関係》

- 1 税知識普及・納税意識高揚事業  
改正税法説明会、シリーズ税務・実務研修会、大規模法人研修会、夏休み親子税金教室（静岡納税貯蓄組合連合会との共催による税金スタンプラリー）、「e-Tax小学生サッカーフェス」を絡めた税金教室、「税に関する絵はがきコンクール」、市内小学校における「租税教室」を開催。税務連絡協議会へ参画し、税を考える週間行事（税の広場開設、税の作品表彰・展示、税務関係広報冊子の配布）を実施。新設法人説明会の開催。  
広報誌「ほうじん静岡」（年2回発行）へ税に関する情報の掲載。全法連発行の情報誌「ほうじん」や「税制改正のあらまし」など税に関する冊子の配布。ホームページへは税情報の掲載や「インボイス制度」、「電子申告の推進」、「キャッシュレス納付」など

国税庁ホームページへのリンクバナー貼付を行い、内容の充実を図りました。

特に、未来を担う児童への租税教育活動については、青年部会は、小学校へ出向き6年生の社会科授業として「租税教室」、女性部会は、「税に関する絵はがきコンクール」を継続して実施しました。

## 2 税制に関する提言事業

税制アンケートの実施、税制委員会による税制改正要望事項の協議・取りまとめを経た要望書を県連に提出。県連では各単位会の要望を集約し、全法連で提言書として取りまとめ、各省庁、各政党、地方公共団体などに対して全国的に提言活動を行いました。

当会では、静岡市長、市議会議長及び管内選出の国会議員に対して提言を行いました。

## 3 地域企業発展事業

企業の経営・会計・税務知識向上のため、実務（会計、経営等）セミナー、経済講演会、新入社員研修会を開催しました。

## 4 社会貢献事業

公開講演会・セミナー、地域社会への寄付・寄贈（本会と女性部会で「令和7年台風第15号災害 静岡県義援金」として日本赤十字社へ寄付、女性部会による古切手・タオルの収集寄贈）インターネットセミナーの提供などを行いました。

8月には、「清水法人会」との共催で、支部合同講演会（一般公開）を開催しました。

## 《収益・共益事業関係》

### 1 収益事業

生活習慣病予防健診（2回開催）を行いました。

### 2 共益事業

#### （1）福利厚生事業

大同生命・AIG損害保険・アフラックと提携する「経営者大型総合保障制度」「法人会のビジネスガード」「がん保険、医療保険」の推進、福利厚生制度推進連絡協議会を開催しました。

#### （2）会員支援・交流事業

会員向け講演会やセミナー、視察研修会、連携融資制度、貸倒保証制度、事業承継支援制度、人間ドック法人会コース、カルチャー教室の斡旋、支部・部会の会員交流会などを実施しました。

### 3 会員増強活動

組織委員会、支部理事会で決定した活動方針に基づいて、支部役員が中心となり、協力金融機関及び福利厚生制度取扱会社の協力を得て、増強活動に取り組み166社が入会し、期末現在の会員数は4,567社（加入率39.2%）となりました。

## 第1号議案

## 貸借対照表

令和8年3月31日現在

単位(円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	28,959	117,686	△ 88,727
普通預金	39,331,911	43,969,682	△ 4,637,771
定期預金	14,026,438	14,008,212	18,226
未収会費	195,000	180,000	15,000
仮払金	0	0	0
流動資産合計	53,582,308	58,275,580	△ 4,693,272
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	5,337,838	5,337,838	0
基本財産計	5,337,838	5,337,838	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	4,201,040	4,201,040	0
備品減価償却引当資産	0	0	0
部会周年事業引当資産	2,800,000	2,450,000	350,000
特定資産計	7,001,040	6,651,040	350,000
(3) その他の固定資産			
什器備品	5	6	△ 1
差入保証金	4,490,000	4,490,000	0
その他の固定資産計	4,490,005	4,490,006	△ 1
固定資産合計	16,828,883	16,478,884	349,999
資産合計	70,411,191	74,754,464	△ 4,343,273
II 負債の部			
1 流動負債			
法人税等引当金	71,000	71,000	0
預り金	361,141	297,746	63,395
未払金	0	0	0
流動負債合計	432,141	368,746	63,395
2 固定負債			
退職給付引当金	4,201,040	4,201,040	0
役員退職慰労引当金	0	0	0
固定負債合計	4,201,040	4,201,040	0
負債合計	4,633,181	4,569,786	63,395
III 正味財産の部			
1 一般正味財産の部	65,778,010	70,184,678	△ 4,406,668
(うち基本財産への充当額)	(5,337,838)	(5,337,838)	
(うち特定資産への充当額)	(2,800,000)	(2,450,000)	
2 指定正味財産の部		0	
(うち基本財産への充当額)		0	
(うち特定資産への充当額)		0	
正味財産合計	65,778,010	70,184,678	△ 4,406,668
負債及び正味財産合計	70,411,191	74,754,464	△ 4,343,273

# 正味財産増減計算書

自 令和7年4月1日  
至 令和8年3月31日

単位(円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
<b>I 【一般正味財産の部】</b>				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	12,431	90	12,341	
基本財産受取利息	12,431	90	12,341	
特定資産運用益	9,573	55	9,518	
特定資産受取利息	9,573	55	9,518	
受取会費	30,528,100	30,754,400	△ 226,300	
会員会費収入	30,528,100	30,754,400	△ 226,300	
事業収益	8,616,263	7,134,093	1,482,170	
研修事業収益	0	0	0	
福利厚生事業収益	331,463	333,093	△ 1,630	
会員親睦事業収益	8,284,800	6,801,000	1,483,800	
簡易保険取扱収益	0	0	0	
受取助成金等	30,846,638	30,119,281	727,357	
受取県連補助金等	2,173,138	2,236,681	△ 63,543	
受取全法連助成金振替額	28,673,500	27,882,600	790,900	
受取負担金	5,431,000	5,349,000	82,000	
部会受取負担金	5,431,000	5,349,000	82,000	
受取寄付金	229,774	79,720	150,054	
募金収益	229,774	79,720	150,054	
雑収益	708,156	569,188	138,968	
受取利息	119,100	29,123	89,977	
雑収益	589,056	540,065	48,991	
経常収益計	76,381,935	74,005,827	2,376,108	
(2) 経常費用				
公益目的事業会計	36,409,633	35,755,131	654,502	
給料手当	15,148,038	14,665,973	482,065	
退職給付費用	0	590,000	△ 590,000	
福利厚生費	2,691,108	2,723,494	△ 32,386	
会議費	623,496	737,121	△ 113,625	
旅費交通費	1,638,847	1,649,456	△ 10,609	
通信運搬費	3,666,895	3,806,009	△ 139,114	
減価償却費	1	0	1	
消耗什器備品費	538,854	370,693	168,161	
消耗品費	439,131	327,828	111,303	
印刷製本費	1,606,484	1,967,245	△ 360,761	
光熱水道費	135,147	133,696	1,451	
賃借料	2,706,254	2,760,770	△ 54,516	
諸謝金	3,314,934	2,265,923	1,049,011	
支払負担金	375,240	191,200	184,040	
委託費	349,355	617,840	△ 268,485	
会場費	2,238,254	1,984,241	254,013	
事務所管理費	849,453	849,453	0	
支払手数料	0	2,480	△ 2,480	
雑費	88,142	111,709	△ 23,567	
収益事業等会計	30,061,685	27,917,663	2,144,022	
給料手当	4,878,180	4,722,939	155,241	
退職給付費用	0	190,000	△ 190,000	

福利厚生費	866,626	1,027,055	△ 160,429
会議費	4,058,264	3,693,484	364,780
旅費交通費	232,306	128,897	103,409
通信運搬費	343,248	317,312	25,936
減価償却費	0	0	0
消耗什器備品費	173,528	119,374	54,154
消耗品費	85,170	203,799	△ 118,629
印刷製本費	153,566	113,668	39,898
光熱水道費	43,520	43,054	466
賃借料	871,504	889,060	△ 17,556
諸謝金	1,196,962	1,229,538	△ 32,576
支払負担金	20,080	98,800	△ 78,720
委託費	25,940	48,906	△ 22,966
会場費	773,015	66,000	707,015
広告宣伝費	0	0	0
会員交流費	15,842,281	14,716,364	1,125,917
事務所管理費	273,551	273,551	0
支払手数料	0	0	0
支払寄付金	176,656	0	176,656
雑費	47,288	35,862	11,426
<b>法人会計</b>	<b>14,246,285</b>	<b>12,792,914</b>	<b>1,453,371</b>
給料手当	5,648,420	5,468,667	179,753
退職給付費用	0	12,893	△ 12,893
福利厚生費	1,003,463	1,015,539	△ 12,076
会議費	2,699,190	2,021,674	677,516
旅費交通費	170,588	149,249	21,339
通信運搬費	397,446	367,415	30,031
減価償却費	0	2	△ 2
消耗什器備品費	200,927	138,223	62,704
消耗品費	98,619	64,551	34,068
印刷製本費	171,804	96,794	75,010
光熱水道費	50,392	49,852	540
賃借料	1,009,110	1,029,438	△ 20,328
租税公課	2,000	2,000	0
支払負担金	1,435,346	864,300	571,046
委託費	30,037	56,628	△ 26,591
渉外慶弔費	0	16,500	△ 16,500
表彰費	165,000	199,750	△ 34,750
事務所管理費	316,744	316,744	0
支払手数料	374,348	355,788	18,560
雑費	472,851	566,907	△ 94,056
<b>経常費用計</b>	<b>80,717,603</b>	<b>76,465,708</b>	<b>4,251,895</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>△ 4,335,668</b>	<b>△ 2,459,881</b>	<b>△ 1,875,787</b>
<b>2 経常外増減の部</b>			
(1) 経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用計	0	0	0
固定資産除却損	0	0	0
<b>経常外増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>3 法人税事業税等</b>	<b>71,000</b>	<b>71,000</b>	<b>0</b>
<b>4 当期一般正味財産増減額</b>	<b>△ 4,406,668</b>	<b>△ 2,530,881</b>	<b>△ 1,875,787</b>
一般正味財産期首残高	70,184,678	72,715,559	△ 2,530,881
一般正味財産期末残高	65,778,010	70,184,678	△ 4,406,668
<b>II 【指定正味財産増減の部】</b>			
受取全法連助成金	28,673,500	27,882,600	790,900
一般正味財産への振替額	△ 28,673,500	△ 27,882,600	△ 790,900
<b>III 【正味財産期末残高】</b>	<b>65,778,010</b>	<b>70,184,678</b>	<b>△ 4,406,668</b>

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

(1)固定資産の減価償却の方法

定額法による減価償却を実施している。

(2)引当金の計上基準

退職給付引当金及び役員退職慰労引当金

事務局職員及び常勤役員の退職給付に備えるため、当期末において発生していると認められる額を、期末自己都合要支給額に基づいて計上している。

(3)消費税等の会計処理

消費税込額で表示している。

### 2. 基本財産及び特定資産の明細、増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の明細、増減額及びその残高は、次のとおりである。

単位(円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,337,838	0	0	5,337,838
小 計	5,337,838	0	0	5,337,838
特定資産				
退職給与引当資産	4,201,040		0	4,201,040
備品減価償却引当資産	0	0	0	0
部会周年事業引当資産	2,450,000	350,000	0	2,800,000
小 計	6,651,040	350,000	0	7,001,040
合 計	11,988,878	350,000	0	12,338,878

### 3. 基本財産及び特定資産の財源の内訳

基本財産及び特定資産の財源の内訳は次のとおりである。

単位(円)

科 目	当期末残高	うち指定正味財産 からの充当額	うち一般正味財産 からの充当額	うち負債に 対応する額
基本財産				
基本財産定期預金	5,337,838	0	5,337,838	0
小 計	5,337,838	0	5,337,838	0
特定資産				
退職給与引当資産	4,201,040	0	0	4,201,040
備品減価償却引当資産	0	0	0	0
部会周年事業引当資産	2,800,000	0	2,800,000	0
小 計	7,001,040	0	2,800,000	4,201,040
合 計	12,338,878	0	8,137,838	4,201,040

4. 引当金の明細

引当金の内訳は次のとおりである。

単位(円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
退職給付引当金	4,201,040	0	0	4,201,040
役員退職慰労引当金	0	0	0	0
合 計	4,201,040	0	0	4,201,040

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

単位(円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	1,729,034	1,729,029	5

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

単位(円)

補助金等の名称	交 付 者	当期増加額	当期減少額	当期末残高
補助金 県連補助金等	一般社団法人静岡県 県法人会連合会	2,173,138	2,173,138	0
助成金 全法連助成金	公益財団法人全国 法人会総連合	28,673,500	28,673,500	0
合 計		30,846,638	30,846,638	0

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

単位(円)

内 容	金 額
経常収益への振替額 事業費計上による振替額	28,673,500

# 監査報告書

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度の理事の職務執行状況及び財産の状況を監査しましたので、次のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2 監査意見

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書監査結果

正味財産増減計算書類及び附属明細書並びに貸借対照表は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和8年4月10日

一般社団法人 静岡法人会

監事 永田 高志 ㊞

監事 林 隆裕 ㊞

監事 見原 友和 ㊞

# 令和8年度事業計画

(自令和8年4月1日 至令和9年3月31日)

法人会は、税のオピニオンリーダーたる経営者の団体として、正しい税知識の普及を通じた納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に会員の皆様と貢献します。

そのため、これまでと同様に法令・定款・諸規程を遵守し、より公益性・透明性を高めながら、事業活動を推進します。

## I 基本方針

- 1 税務当局と連携のもと、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を図ります。
- 2 適正公平、かつ、中小企業の活性化と安定的な経済成長を導く税制の確立に向けて、税制に関する提言活動を実施します。
- 3 地域企業の健全な発展のため、各種研修会、講演会を実施します。
- 4 地域社会への貢献活動を推進します。
- 5 会員支援事業、会員交流事業、福利厚生事業を推進して、魅力ある会を目指します。
- 6 「組織基盤」及び「財政基盤」の一層の強化に努めます。

## II 主な事業実施計画

### 《 公益目的事業 関係 》

#### 1 税知識普及・納税意識高揚事業

- (1) 次代を担う児童に対する租税教育は重要であるとの認識のもと、「静岡税務署管内租税教育推進協議会」の構成員として、小学生租税教室、税金スタンプラリー（夏休み親子税金教室）、e-Tax小学生サッカーフェス（青空税金教室）、税に関する絵はがきコンクールの開催に積極的に取り組みます。ほか、改正税法研修会、シリーズ税務・実務研修会、新社会人に対する税の研修、新設法人説明会、年末調整説明会等を開催します。
- (2) 当会並びに東海税理士会静岡支部、静岡青色申告会、静岡納税貯蓄組合連合会、静岡間税会及び静岡酒類行政連絡協議会で組織する「税務連絡協議会」へ参画し、税を考える週間行事（税の広場を開設し、税の作品展示・表彰、税に関する啓発広報冊子・広報グッズ等の配布）を実施するほか、申告納税制度を推進し、税務行政に協力寄与します。
- (3) 広報誌（ほうじん静岡）、全法連情報誌（ほうじん）及びホームページ、Facebook、Instagramによる税情報の発信並びに税に関するリーフレットやパンフレットの配布による広報活動を実施します。また、企業の税務コンプライアンス向上のための「自主点検チェックシート」をホームページに掲載して活用促進に取り組みます。
- (4) 前記活動を通じて、「消費税の期限内納付推進」、「電子・スマホ申告・電子納税システムの利用推進」、「マイナンバー制度の厳正な取り扱いおよび取得促進、制度の利便性向上に向けた取り組み」にも協力します。

## 2 税制に関する提言事業

「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマとして、税制委員会において改正要望を取りまとめ、県連税制委員会、全法連税制委員会を経て決議される「令和9年度税制改正要望」について、関係省庁、各政党に対して提言活動を行います。

当会では、静岡市長、市議会議長及び管内国会議員への提言活動を分担実施します。

## 3 地域企業発展事業

地域中小企業のニーズに合わせて、実務セミナー、時局講演会、新入社員研修会等を企画し開催します。

## 4 地域貢献事業

広く市民に開放した講演会・セミナーを開催するほか、地域イベントへの協賛、地域社会への寄付・寄贈、インターネットセミナーのサービス提供等を行います。

## 《 収益事業等・その他 関係 》

### 1 収益事業

法人会の自主財源確保とともに会員のニーズに沿ったサービスの提供として、生活習慣病予防検診の斡旋事業等を行います。

### 2 福利厚生事業

会員企業の経営基盤を安定させ、法人会の「組織基盤」と「財政基盤」強化にも貢献する福利厚生制度について、厚生委員会と本会・支部役員、青年部会、女性部会が一丸となり、協力保険会社3社との連携強化を通じて、利用率の拡大を目指して事業を推進します。

### 3 会員支援・交流事業

- (1) 会員向け講演会やセミナー、大規模法人研修会、視察研修会を開催します。
- (2) 連携融資制度、貸倒保証制度、人間ドック法人会コースの利用を促進します。
- (3) 「法人会メリットカード」について、特約店を増やし“会員特典”をより多く活用してもらえるよう、利用促進を図ります。
- (4) 新年賀詞交歓会、新春映画鑑賞会、委員会・支部・部会の会議や情報交換会の開催など、会員のニーズに沿った事業を推進します。

### 4 組織の充実・強化

#### (1) 会員増強活動

当会の「組織基盤」及び「財政基盤」を強化・安定させるため、組織委員をはじめとして、役員、支部、部会のほか、協力金融機関、協力保険会社が一体となって、会員数の実質増加を目指し、各組織が目標を設定して会員増強活動を推進します。

#### (2) 支部活動・部会活動の充実

支部会員や部会員の行事参加者を増やし、組織の活性化・拡大に繋がる事業企画を創意工夫し、開催していきます。

#### (3) コンプライアンス、ガバナンスを保持し組織基盤の充実・強化に資するため、諸規則や事務管理・事務運営の改善に常に努力します。

事業計画

令和8年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
本 会	10 会計監査		12 新設法人説明会		7 役員会	2 税務連絡協議会
	8 税務連絡協議会		2 第14回定時総会			
	20 理事会①					
県 連	22 女連協正副会長会	19 女連協・青連協定時総会	23 県連定時総会	22 女連協正副会長会		
	24 青連協常任理事会	21 県連理事会		28 青連協常任理事会		
東海法 全法連			17 東海法・青連協総会		3 東海法・女連協打合せ	8 東海法連総会(静岡県連担当)
	16 全国女性フォーラム埼玉大会		2(女) 11(青) 全法連 女・青連協・総会			
正 副 会長会	13 正副会長会					16 正副会長会
総 務 委員会	20 委員会 総会提出議案審議	12 県連総務委員会①				
研 修 委員会			2 総会記念講演会	委員会①(本年度研修計画)		11 県連事業研修委員会①
			29 改正税法研修会			税務・実務研修会
税 制 委員会	17 税制改正要望事項提出	15 県連税制委員会① 26 県連税制委員会②				
広 報 委員会				委員会	「ほうじん静岡」発行	25 県連広報委員会①
組 織 委員会					増強資料の作成	(9～12月)増強月間
				15 県連組織委員会①	委員会	
厚 生 委員会				15 県連厚生委員会①		
				委員会		
支 部				正副支部長会		支部合同理事会
		26 東支部大会	15 西・南合同支部大会			会員増強
			25 北支部大会		28 4支部合同講演会	
部 会		例 会	例 会	例 会	例 会	例 会
	23 青年部会総会	15 宗教法人部会総会	9 女性部会総会	女性部会社会貢献活動 ・税に関する絵はがきコンクール ・税金スタンプラリー(8/3開催)		
	青年部会租税教室	18 経理研究部会総会 青年部会租税教室			青年部会公開例会	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本 会		11～17 税を考える週間 11～17 税の広場		22 新年賀詞交歓会		理事会②
		16 社団化60周年記念式 県連会長表彰状伝達式				
県 連	2 女連協情報交換会	26 大規模法人研修会	3 女連協正副会長会	27 県連運営研究会		23 県連理事会
	27 青連協情報交換会					
東海法 全法連	8 全国大会(茨城)	12 (静岡県連担当) 局連・組織・厚生合同委員会				5 東海法連大会(岐阜)
		19 全国青年の集い(島根)			税制セミナー	下旬 東海青連協 常任
正 副 会長会			正副会長会		正副会長会	
総 務 委員会						16 県連総務委員会②
研 修 委員会		16 県連会長表彰記念講演会		22 新春講演会	18 県連事業研修委員会②	
	税務・実務研修会	税務・実務研修会			委員会②	新入社員研修会
税 制 委員会		税制改正要望活動			委員会① 税制改正要望	委員会② 税制改正要望 まとめ
広 報 委員会					「ほうじん静岡」発行	
					12 県連広報委員会②	
組 織 委員会					5 県連組織委員会②	
厚 生 委員会				厚生事業	24 県連厚生委員会②	
支 部	会員増強	会員増強	会員増強			研修会
	研修会	研修会			理事会	
部 会	例 会	例 会	例 会	例 会	例 会	女性部会社会貢献活動 ・使用済み切手寄付 ・古タオル寄付
	青年部会社会貢献活動 (サッカーフェス 18日)	女性部会社会貢献活動 ・税に関する絵はがきコンクール 税の作品表彰式				
	経理研究部会視察研修			絵はがき展示(12月～1月静岡本店)	絵はがき展示(確申期)	ツインメッセージ申告会場)
	青年部会視察研修					
	女性部会視察研修	宗教部会視察研修			青年部会租税教室研修会	

# 令和8年度収支予算書

自 令和8年4月1日  
至 令和9年3月31日

単位(円)

科 目	当年度	前年度	増 減	備考
I 【一般正味財産の部】				
1 【経常増減の部】				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	1,000	1,000	0	
基本財産受取利息	1,000	1,000	0	
特定資産運用益	2,000	2,000	0	
特定資産預金利息	2,000	2,000	0	
受取会費	29,982,000	30,510,000	△ 528,000	
会員会費収入	29,982,000	30,510,000	△ 528,000	
事業収益	8,800,000	8,300,000	500,000	
福利厚生事業収益	300,000	300,000	0	
会員親睦事業収益	8,500,000	8,000,000	500,000	
受取助成金等	30,922,833	30,452,638	470,195	
受取県連補助金等	1,607,933	1,779,138	△ 171,205	
全法連助成金振替額	29,314,900	28,673,500	641,400	
受取負担金	5,800,000	5,500,000	300,000	
部会受取負担金	5,800,000	5,500,000	300,000	
受取寄付金	50,000	50,000	0	
募金収益	50,000	50,000	0	
雑収益	802,000	802,000	0	
受取利息	2,000	2,000	0	
雑収入	800,000	800,000	0	
経常収益計	76,359,833	75,617,638	742,195	
(2) 経常費用				
公益目的事業会計	35,463,470	34,873,470	590,000	
給料手当	14,750,000	14,160,000	590,000	
退職給付費用	590,000	590,000	0	
福利厚生費	2,876,250	2,876,250	0	
会議費	720,000	720,000	0	
旅費交通費	1,163,000	1,163,000	0	
通信運搬費	3,321,900	3,321,900	0	
減価償却費	0	0	0	
消耗什器備品費	265,500	265,500	0	
消耗品費	336,500	336,500	0	
印刷製本費	2,363,800	2,363,800	0	
水道光熱費	165,200	165,200	0	
賃借料	2,778,900	2,778,900	0	
諸謝金	3,500,000	3,500,000	0	
支払負担金	216,000	216,000	0	
委託費	268,000	268,000	0	
会場費	1,200,000	1,200,000	0	
事務所管理費	848,420	848,420	0	
支払手数料	20,000	20,000	0	
雑費	80,000	80,000	0	
収益事業等会計	30,821,070	30,131,070	690,000	
給料手当	4,750,000	4,560,000	190,000	
退職給付費用	190,000	190,000	0	
福利厚生費	926,250	926,250	0	

会議費	3,500,000	3,500,000	0
旅費交通費	433,000	433,000	0
通信運搬費	1,207,900	1,207,900	0
減価償却費	0	0	0
消耗什器備品費	85,500	85,500	0
消耗品費	216,500	216,500	0
印刷製本費	1,035,800	1,035,800	0
水道光熱費	53,200	53,200	0
賃借料	894,900	894,900	0
諸謝金	500,000	500,000	0
支払負担金	250,000	250,000	0
委託費	288,000	288,000	0
会場費	200,000	200,000	0
広告宣伝費	60,000	60,000	0
会員交流費	15,581,800	15,081,800	500,000
事務所管理費	273,220	273,220	0
支払手数料	25,000	25,000	0
雑費	300,000	300,000	0
支払寄付金	50,000	50,000	0
<b>法人会計</b>	<b>12,893,260</b>	<b>12,673,260</b>	<b>220,000</b>
給料手当	5,500,000	5,280,000	220,000
退職給付費用	220,000	220,000	0
福利厚生費	1,072,500	1,072,500	0
会議費	800,000	800,000	0
旅費交通費	154,000	154,000	0
通信運搬費	530,200	530,200	0
減価償却費	0	0	0
消耗什器備品費	99,000	99,000	0
消耗品費	77,000	77,000	0
印刷製本費	620,400	620,400	0
光熱水道費	61,600	61,600	0
賃借料	1,036,200	1,036,200	0
租税公課	2,000	2,000	0
支払負担金	950,000	950,000	0
委託費	44,000	44,000	0
渉外慶弔費	100,000	100,000	0
表彰費	330,000	330,000	0
事務所管理費	316,360	316,360	0
支払手数料	380,000	380,000	0
雑費	600,000	600,000	0
<b>経常費用計</b>	<b>79,177,800</b>	<b>77,677,800</b>	<b>1,500,000</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>△ 2,817,967</b>	<b>△ 2,060,162</b>	<b>△ 757,805</b>
<b>2 【経常外増減の部】</b>			
(1) 経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用計	0	0	0
<b>経常外増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>3 【法人税事業税等】</b>	<b>80,000</b>	<b>80,000</b>	<b>0</b>
<b>4 【当期一般正味財産増減額】</b>	<b>△ 2,897,967</b>	<b>△ 2,140,162</b>	<b>△ 757,805</b>
一般正味財産期首残高	62,332,349	64,472,511	△ 2,140,162
一般正味財産期末残高	59,434,382	62,332,349	△ 2,897,967
<b>II 【指定正味財産増減の部】</b>			
受取全法連助成金	29,314,900	28,673,500	641,400
一般正味財産への振替額	△ 29,314,900	△ 28,673,500	△ 641,400
<b>III 【正味財産期末残高】</b>	<b>59,434,382</b>	<b>62,332,349</b>	<b>△ 2,897,967</b>

# 令和9年度税制改正要望

## 総論

我が国の経済活動は、アメリカの通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。先行きについては、食料品を中心とした物価上昇の長期化、人手不足の深刻化、原材料費・エネルギー価格の更なる高騰等により、中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いている。特に、賃上げ要請が強まる一方で、価格転嫁が不十分な中小企業においては、収益確保と人材確保の両立が極めて困難な局面にある。また、海外経済の減速懸念、金融市場の変動、地政学的リスクの長期化など、我が国経済を下押しする不確実性は依然として大きく、加えて自然災害の頻発化・激甚化は、地域経済にとって構造的なリスクとなっている。

政府の税制改正大綱においては、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行が掲げられ、中小企業の投資や人材確保を後押しする施策が講じられている点は一定の評価ができる。しかしながら、税制の複雑化や頻繁な制度変更は、特に中小企業にとって事務負担を増大させるだけで、政策効果を十分に発揮できていない実態も見受けられる。我が国企業の大多数を占め、地域経済と雇用を支える中小企業の持続的成長なくして、経済の安定的発展や財政健全化は実現し得ない。

法人会は、税のオピニオンリーダーとして、分かりやすく簡素で実効性のある税制の確立を通じ、活力ある中小企業の復活に向けた税制改革を希求し、地域の経済・雇用を担っている中小企業の持続的、安定的な成長、円滑な事業承継を後押しすべく、また税制の改正を通じて、少子化対策を推進し、子育て世帯の負担を軽減し、子育てを支援する仕組みを整えることが必要であると強く求める。

以上の観点から、令和9年度税制改正にあたっては、中小企業税制の恒久化・本則化、賃上げと投資を阻害しない制度設計、事業承継・災害対策の強化、納税事務負担の軽減を重点項目として、以下のとおり要望する。

## 法人税関係

企業を取り巻く環境は、働き方改革やコロナ禍以降の雇用形態等の変化や原価高騰などあり、特に地域経済を担う中小企業が不活性化する悪循環を生じている。

そのためには、国際競争力の強化、外国資本の日本への投資促進、中小企業の活性化の観点等からさらに大胆に法人税制の見直しを図るべきである。

その見直しに当たっては、地域経済の柱となり雇用の大半を担っている中小企業に十分配慮し、中小企業の活性化に資する税制措置を本則化するとともに、成長戦略の一環として制度の拡充をすべきである。

### 1 中小企業者等の軽減税率の適用

中小企業者等に適用される軽減税率の特例 15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和 56 年以来、800 万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を 1,600 万円にまで上げるなど、担税力の弱い中小企業者等への配慮を要望する。

## 2 同族会社の留保金課税の全面的廃止

平成 19 年度改正で、中小企業者等における同族会社の留保金課税は実質的に撤廃された。しかし、特定同族会社に対する留保金課税は存続しており、引き続き廃止を求める。

即時廃止ができないのならば、適用する中小企業者等の判定基準である資本金の額を「1 億円以下」から段階的に上げていくよう求める。

## 3 交際費課税の見直し

交際費は、企業活動にとって必要不可欠の経費であり、課税することは経営上の経費性を否定するものである。企業の規模に拘わらず、原則的に全額損金算入とすべきである。

また、社会慣習上その支出を避け難い慶弔費などは交際費とは別に損金算入を認めるべきである。

## 4 減価償却制度の改善

### (1) 耐用年数の短縮

国際競争力向上のため、さらに見直しを進め欧米先進国並みの耐用年数にすべきである。

(2) 取得価額 50 万円未満の資産を一律少額減価償却資産とし、取得価格の上限 300 万円を廃止する。企業規模に拘わらず、一時の損金算入とすることを要望する。

## 5 税額控除の上限引き上げ

近年、企業の設備投資や研究開発、賃上げなどを促進するために、各種税額控除制度が整備されているが、税額控除の本来の目的は、政策目的に沿った企業行動を促すことにあり、上限設定がこれを阻害している。

企業の担税力に応じた負担を求めつつ、投資や雇用促進を妨げない税制の実現が重要である。

そのため、まずは現行の「調整前法人税額の 20%」から 30%に引き上げ、段階的に更なる引き上げを検討することで、企業が積極的に投資を行いやすくなり、自由に成長戦略を描き、日本経済の競争力強化につながる税制を構築すべきである。

## 6 役員給与の損金算入の拡充

### (1) 役員給与の原則損金算入

現行制度は役員給与の損金算入が限定されており、特に報酬等の改定には厳しい制約が課されている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

### (2) 業績悪化改定事由により役員報酬を減額した後増額した場合の原則損金算入

業績悪化改定事由により役員報酬を減額改定した後、経営環境の改善等から当該事業年度中に役員報酬を改定前の額に戻した場合、その増加部分について原則損金算入できるよう見直すべきである。

### (3) 同族会社の利益連動給与損金算入の適用

前記(1)が実現するまでは当面の措置として、経営者の経営意欲を高め、企業活力を与える観点から、同族会社における役員の利益連動給与についても、一定の要件のもと、損金算入を認めるべきである。

7 寄付金課税の見直し

寄付金については、高齢化や環境問題への対応、芸術文化活動への支援などで企業の果たす役割はますます重要性を増している。このため指定寄付金の認可条件を緩和するとともに、一般寄付金の非課税枠の拡大を求める。

8 中小企業向け賃上げ促進税制（令和9年3月31日廃止）の恒久化・簡素化

中小企業の持続的な賃上げを実現するため、賃上げ促進税制については時限措置ではなく恒久制度とし、要件の簡素化を図ること。

9 「雇用関連費用」の税制優遇

人材の採用・既存の従業員の定着化のために新しい業務・新しい分野に対応できるスキルを習得させるための費用いわゆる「リスクリング費用」を税額控除対象とすること。

10 中小企業防災・減災投資促進税制の抜本的拡充（即時償却の導入および税額控除の選択制確立）

能登半島地震以降、南海トラフ地震への備えに加え、線状降水帯による記録的豪雨や台風被害が常態化しており、静岡県内の企業にとって防災・減災対策は経営の最優先課題となっていることから、現行の16%特別償却から即時償却または税額控除10%の選択適用への改正を要望する。

11 退職給与引当金の損金算入

各企業の使用人の退職に備えるため、退職金の自己都合要支給額の40%を累積限度額として損金算入を認めるべきである。

12 賞与引当金の損金算入

賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰り入れについて損金算入を認めるべきである。

13 借地権課税

相当の地代認定基準、概ね「年6%」程度については、地代の収益状況及び金利水準の変化に応じて見直しを行い、当面「年2%」程度に引き下げを求める。

14 電話加入権の資産計上に関する見直しについて

現在の法人税法において、電話加入権は無形固定資産として計上することが求められている。しかし、電話加入権は実質的に売買市場がほぼ消滅し、資産としての価値が著しく低下しているのが実情であり、即時償却を認める税制上の措置が必要である。

15 申告書の提出期限

会社法上の諸手続を含めた決算事務を2ヶ月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告の提出期限を事業年度終了後3ヶ月以内とするよう求める。

16 災害見舞金への課税免除

激甚災害法の指定を受けた地域内にある取引先に対する災害見舞金等は損金算入を認めるべきである。

## 所得 税 関 係

国民の税に対する関心を高め、税の公平性を確保するため、課税最低限度額の適正化や所得階層ごとの税負担の見直しを行い、税負担の公平性を高めることが重要と考える。

これにより影響を受ける低所得者層については、社会保障制度との適切な連携を図り、負担の増加が生活に過度な影響を及ぼさないよう配慮することを提案する。

### 1 源泉所得税の納期限

平成 24 年度改正において、源泉所得税の納期の特例については 1 月の納期限が 20 日に延長されたが、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情を考慮し、全ての徴収義務者について 1 月の納期限を末日とすべきである。

### 2 源泉所得税事務の簡素化

年々源泉徴収事務(特に年末調整事務)が複雑化しており、源泉徴収義務者の事務負担に配慮した税制改正(給与所得控除・基礎控除等の各種控除を簡素な制度とする)を要望する。

### 3 不動産所得の負債利子の損益通算の認容

土地等に係る負債利子は、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められていないが、これを認めるべきである。

## 相 続 税・贈 与 税 関 係

我が国企業の大部分を占める中小企業は、地域の経済と雇用を担い、日本経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税等の資産課税の負担により事業が承継できなくなるような事態は絶対に避けなくてはならない。

平成 25 年度の税制改正、さらには平成 30 年度の税制改正において非上場株式に係る相続税と贈与税の納税猶予・免除制度の使い勝手を高める改正が行われたが、事業用資産を一般資産と区分して、事業用資産の課税を免除する等の欧米諸国並みの本格的な事業承継制度を確立すべきである。

また、今後高齢化に確実に向かう社会において、高齢者が保有している金融資産や住宅資産等を若年世代に回し易くしていくことを税制が導いていくことで、社会を元気にし、経済の活性化を図ることに大きな貢献があると考えられる。

### 1 相続税の課税強化の見直し

国際的に見て、平成 25 年度税制改正(平成 27 年 1 月より施行)まで租税負担率が主要各国と同水準にあった相続税は、総体としては従来の負担率を保つべきであり、基礎控除は、平成 25 年度税制改正前の水準に戻すべきである。

### 2 事業用資産への課税軽減

事業に資する相続税・贈与税については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、課税を大幅に軽減するよう求める。

特に非上場株式の評価については、事業承継の観点と流動性が低いことから株式評価を低減するよう求める。

### 3 相続財産からの控除

相続開始後に発生する相続に伴う費用(遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等)は、相続

税の課税財産から控除する。

#### 4 被相続人の保証債務の弁済

相続後の一定期間内に保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更正の請求ができるようにする。

#### 5 財産評価

現在の財産評価方法は大部分が通達委任で運用されており、その運用解釈次第では必ずしも公平とはいえない取扱いが生ずる。

また、不動産の評価については同じ資産価値を測るものに地方税の固定資産税評価額があるが、国税の評価額と一元化して客観的にも理解し易いものにすることが必要である。

そのために、法律でしっかりと財産を評価する仕組みを定め、国も地方も民間も利用活用できるものにするべきである。

#### 6 贈与対象者の拡大

「住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置」、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置」については、贈与者に直系卑属がいない場合は、甥・姪に対する贈与にも適用できるよう対象を拡大すべきである。

なお、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」は令和8年3月31日に非課税措置が終了したが、引き続き非課税措置を延長し、その適用対象も拡大すべきである。

#### 7 課税最低限と税率構造の見直し

高齢者から直系の若年世代への生前贈与は、令和5年度の税制改正大綱で、「資産移転時期の選択により中立的な税制の構築」として一部見直しが行われた。

しかし、現行の一般贈与の非課税枠110万円を大幅に拡大するなど、大胆に税率構造を緩和し基礎控除等を見直すなど、贈与税の体系に総合的な検討を加える中で、事業承継の負担軽減や資産移転による若年世代の消費意欲を喚起し緊急経済対策としても有効となるようさらなる工夫が必要である。

## 消費税関係

令和元年10月の消費税率の引き上げに伴い、軽減税率制度が導入されたが、適用品目の線引きが極めて難しく、制度が複雑化し、また令和8年度中には「食料品の消費税2年間ゼロ」政策が実施される予定で、益々事業者及び税務行政現場の事務負担を増大させている。

また、令和5年10月からインボイス制度が始まったが、企業にとってはインボイス制度に対応するための事務負担等(経過措置、個別対応方式の処理、電子申告義務化、登録事業者・免税事業者への対応等)が大きくなっている。

消費税は、本来、広く薄く財源を求める間接税であり、そのことに存在意義があり、逆進性云々を問題にすると特質が失われる。

課税は課税で、できるだけシンプルな制度にし、低所得者対策とは切り離すのが望ましい。

#### 1 確定申告書の提出期限

消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内とする。

## 2 各種届出書の提出期限

消費税の各種届出書の届出内容は、消費税の申告・納付する上で、納税者にとって重要な事項であるが、現行の提出期限（課税期間の開始日の前日）までに、その判断を適切に行うことは困難な場合が多いので、消費税の前課税期間の確定申告書の提出期限まで延長する。

## 3 インボイス制度の運用改善と事務負担の抜本的軽減

インボイス制度における「2割特例」の経過措置の見直しに伴い、事業者との取引において消費税相当額の減額交渉や取引停止が再燃する懸念があり、円滑な企業間取引を維持するため令和8年9月末で終了予定の「売上税額の20%納付特例」を、さらに3年間延長することとし、さらには恒久化する。

1万円未満の取引について、帳簿保存のみで仕入税額控除を認める「少額特例」を恒久化し、対象を全事業者に拡大すること。

## 印 紙 税 関 係

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済減少など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。併せて課税文書に該当するかの判定が難しいことから、文書作成の有無による課非は公平性を欠くので廃止すべきである。

## 地 方 税 関 係

国と地方の役割を見直し、その役割分担に応じたいわゆる三位一体の改革が実行に移されつつあるが、これは行財政改革つまり地方行政の効率化に寄与するものであり、単なる地方自治体の財源強化論であってはならない。最も重要なことは地方自治体の行財政改革による歳出削減であり行政の効率化である。このことを強く要請し、併せて地域社会の活性化に寄与する税制を要望する。

### 1 固定資産税の改革

(1) 評価額が下がった場合には、必ず課税標準額に反映させ税額も下がるように課税構造を改善する。

#### (2) 土地及び家屋に係る固定資産税の軽減

居住用家屋については、再建築価格方式でなく、経過年数に応じた評価方法に改める。

宅地と事業用地については、資産の収益力に着目した収益還元価額を課税標準額とするよう改める。また、事業用地については、居住用宅地に準じた負担軽減措置を設ける。

(3) 土地の評価については、各省庁のそれぞれの目的による複数の評価額が併存しているが、客観的で理解しやすい評価の仕組みを法律でしっかりと定めて評価体制を一元化し、固定資産税評価もこれによることとするべきである。

#### (4) 地震対策税制の拡充、拡大、延長

平成18年度に耐震改修促進税制が創設され、住宅について一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税が減額されているところであるが、耐火改修工事も対象とするよう拡充し、対象建物を住宅以外にも拡大するとともに適用要件を緩和し、適用期間を延長してより利用し易い制度に改善する。

(5) 法人の償却資産の申告期限の改正等

償却資産の評価に当たっては、納税者の事務負担軽減の観点から、法人税の減価償却資産と連動させ、賦課期日を各法人の事業年度末とし、申告期限は法人税の申告期限と同一とする。

## 2 法人事業税の改革

### (1) 超過課税の撤廃

地方税は、標準税率を超える高い税率による課税ができることになっているが、特定の企業を対象に超過課税を行うのは公平に反するから、早期に廃止する。

### (2) 外形標準課税のあり方

法人税率引き下げの代替え財源として、大法人に対する外形標準課税が拡大されたが、適正な課税を実現するために外形標準に何を求めるのかを、今後も慎重に検討するとともに、地方税制における改革の一環として位置付けることが必要である。

中小企業への拡大はなかったが、大法人に比べて欠損法人の割合が大きく担税力にも乏しい中小企業には将来にわたって課税拡大すべきではない。

また、付加価値割の算出について、事務労力を削減する上でも均等割のように企業の従業員数に応じて課税するなど、できるだけシンプルな制度にすべきである。

### (3) 申告納税手続き

二つ以上の地方自治体に事務所または事業所を有する法人の法人事業税・住民税の申告納税は、本店所在地において一括して行うことができるようにする。

## 3 事業所税の廃止

事業所税は、事業所の床面積・支払給与総額などを課税標準とする税で、固定資産税と重複しており、また課税地域が限定されているため廃止すべきである。

## 4 住民税の見直し

### (1) 法人住民税の均等割の細分化

資本金 1,000 万円から 1 億円の区分を細分化する。

### (2) 個人住民税の所得控除額の簡素化

税制の簡素化の見地から、個人住民税の所得控除額を所得税の控除額と同額にすべきである。

### (3) 個人住民税の特別徴収について一括納入制度の創設

納入先市町村が複数ある場合の個人住民税の特別徴収は、特別徴収義務者の管轄する市町村で一括納入、かつ、電子納税できるようにする。

また、併せて地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図る。

### (4) 所得税の基礎控除が最大 95 万円に改正されたことにより、年間の給与収入が 160 万円以下なら所得税は課税されないが、例えば静岡市の場合、基礎控除が 43 万円のため 106 万 5 千円を超えると市県民税が課税となることから、同様の基礎控除の改正を要望する。

## そ の 他

### 1 マイナンバー制度の推進、早期定着化

カードの普及は、マイナンバー制度の利用拡大と行政手続きの簡素化及び行政機関のコスト削減のためにも急がれる。今後のカードの普及促進・利用促進のため次の事項を要望する。

- (1) カードを利用した場合のメリットを広く周知すること。
- (2) マイナンバーカードと登録された電子証明書で異なる有効期間を統一すること。
- (3) 導入時から懸念される個人情報の漏洩対策を実施し、不安解消のために国民に詳しく説明すること。
- (4) 制度推進に当たっては、事業者に急激に加重な事務負担を課さないよう配慮すること。

2 将来の税制改正において、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラル等の税法改正や様々な制度導入に向け、その税法・制度設計が複雑化することのなく、簡素化した制度となるよう配慮すること。

また、重大な税制改正等の場合は、十分な工法（納税者にわかりやすい制度設計）と広報を確実にを行い納税者の準備期間の確保をすること。